

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

新「みえの地物が一番！」地産地消運動による地域活力向上計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

三重県、松阪市、津市

3. 地域再生計画の区域

津市、松阪市並びに三重県多気郡多気町、明和町、大台町、度会郡度会町、大紀町、南伊勢町及び三重県北牟婁郡紀北町の全域

4. 地域再生計画の目標

本計画区域は、県のほぼ中央に位置し、北部の津地域は県庁所在地として行政、学術、文化機能等が集積しています。また、南部の松阪地域は、古くから紀伊半島や伊勢志摩への交通の要所として栄え、中南勢地域の商業の拠点として発展してきました。

もとは、それぞれ自然的、社会的、経済的諸条件を同じくする2つの地域でしたが、市町村合併により、両地域にまたがる大きな市が誕生しました。また、近年、近畿自動車道尾鷲勢和線の整備が進んだことにより、奥伊勢地域並びに東紀州地域を含めて一体的に整備を行うべき地域となったものです。

この地域は、山間地帯の一部を除き温暖多雨で、西に布引山系、東に伊勢湾を有し、安濃川、雲出川、櫛田川、宮川などの河川が地域を潤しながら横断しており、上流域は森林地帯を、中流から下流は肥沃な穀倉地帯を形成しています。

このため、水稻を基幹作物として、露地野菜、施設園芸、果樹、花木など、多様な作物が生産されており、世界的ブランドである「松阪肉」をはじめ、キャベツやナシなどの生産が盛んです。

また、この地域の森林は人工林率も高く、特に松阪市西部は古くから県下有数の優良林業地帯を形成し、「波瀬林業」として全国的に有名です。

これまで三重県は、これら農林産物の地産地消運動の展開や県産品のブランド化推進などのマーケティング戦略、さらに農林産物の安全供給を確保できる体制の整備などを推進し、あわせて「地物が一番！」地産地消運動の推進による地域の活性化計画等により地域の再生を進捗してまいりました。しかしながら、景気低迷などの社会経済を取り巻く環境の変化や、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりなどの農林業を取り巻く環境の変化により、三重県の農林業は予断を許さない状況下にあります。

農林業は、本地域の主要産業のひとつであり、本地域の活力向上には、農林業の活力向上が必要です。

本地域内には、県内における農産物の中核的流通拠点である「三重県地方卸売市場」、全国初の木材コンビナートである県産材の総合流通加工基地「ウッドピア松阪」があり、地域で生産した農林産物を地域で消費する地産地消運動の推進には、これらの施設の活用が必要不可欠です。

のことから、地域内に広がる農地・森林と、「三重県地方卸売市場」・「ウッドピア松阪」を、広域農道、森林基幹道などの道路ネットワークで接続し、「みえ地物一番の日」キャンペーンなどと併せて、地産地消運動の推進を図ります。

また、松阪地域には、「松阪農業公園ベルファーム」、「五桂池ふるさと村」、「道の駅 奥伊勢おおだい」、「ふれあいの館」、奥伊勢地域には、「木つつき館」、「山海の郷紀勢」、東紀州地域には、「道の駅 まんぼう」などの、地域の農林産物を提供する施設が多数点在しており、元気な高齢者による地域経営の「五桂池ふるさと村」では、地元の高校生が地域の食材を活用したレストランを運営するなど、独自の取組を行っています。

これら施設を国道166号線及び42号線を中心とした広域農道、森林基幹道、森林管理道などからなる道路ネットワークで接続し、地産地消運動の推進を図り、地域活力の向上につなげます。

(目標1) 「みえ地物一番の日」キャンペーンに参加する店舗数

(1,061店舗 → 1,200店舗)

(目標2) 農林道整備による拠点施設へのアクセス改善

(ウッドピア松阪へのアクセス時間の短縮 14分)

(目標3) 「ウッドピア松阪」における取扱量

(原木年間取扱量 16万m³ → 17万m³)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

三重県では、地域で生産された農林水産物や農林水産業に由来するサービスを地域で消費・享受することを通じて、地域の住民が、自らの生活、地域のあり方等について見つめ直そうとする運動を「地産地消運動」として展開しています。

具体的には、県内食品小売業者等で県内食材の取り扱いを一斉にクローズアップする「みえ地物一番の日」のキャンペーン、農家の加工・販売分野への進出による農産物の高付加価値化などの推進、三重県学校給食や社員食堂への地域食材の活用推進、農林水産業の有する多面的な機能を評価し消費者と生産者との連携の推進、県産材「三重の木」を使った住宅建設への支援などに取り組んでいます。

これらの事業と併せて、広域農道、森林基幹道、森林管理道、森林施業道を整備することにより、地域内に広がる農地・森林と流通拠点を道路ネットワークで

接続し、地産地消運動の推進を図ります。

具体的には、北部の津地域は、広域農道が地域を縦断しており、この広域農道を三重県地方卸売市場へ接続するための広域農道「中勢3期地区」、国道163号線を通じて広域農道とつながる、森林基幹道「経ヶ峰線」、森林施業道「中畠線」の整備を行います。

これらの整備により、地域の森林と「ウッドピア松阪」が広域農道により接続されるとともに、錫杖湖周辺のキャンプ場・公園施設や山間部に点在するゴルフ場など、この地域の観光地へのアクセス道としての効果も期待されるところです。

また、南部の松阪地域においては、広域農道「中南勢地区」「中南勢2期地区」、森林基幹道「三峰局ヶ岳線」「西出菅合線」、「野又越線（大台側）」、森林管理道「波留相津線」、森林施業道「福本線」「中谷線」「下の谷線」の整備を行い、東紀州地域においては、森林基幹道「野又越線（紀北町側）」の整備を行います。とくに、「西出菅合線」については、奥伊勢地域と連絡することから奥伊勢地域においても森林管理道「木屋村山線」「鶴ガ坂線」の整備を行います。

これらの整備により、国道166号線を中心とした道路のネットワーク化により、点在する農林産物の直売施設のネットワーク化を図るとともに、県内で最も入り込み客数の多い伊勢志摩地域と、本計画地域を結びます。

また、国道42号線を中心とした、林道と広域農道の道路ネットワークにより、宮川水系に広がる森林と「ウッドピア松阪」を接続します。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

広域農道「中勢3期地区」 土地改良法 H8.6.4 認可

広域農道「中南勢地区」「中南勢2期地区」 土地改良法 H12.7.25 認可

林道「経ヶ峰線」 北伊勢地域森林計画 H18.4.1 樹立

林道「中畠線」 北伊勢地域森林計画 H18.4.1 樹立

林道「三峰局ヶ岳線」 南伊勢地域森林計画 H21.4.1 樹立

林道「西出菅合線」 南伊勢地域森林計画 H21.4.1 樹立

林道「波留相津線」 南伊勢地域森林計画 H21.4.1 樹立

林道「野又越線（大台町側）」 南伊勢地域森林計画 H21.4.1 樹立

林道「福本線」 南伊勢地域森林計画 H21.4.1 樹立

林道「中谷線」 南伊勢地域森林計画 H21.4.1 樹立

林道「下の谷線」 南伊勢地域森林計画 H21.4.1 樹立

林道「木屋村山線」 南伊勢地域森林計画 H21.4.1 樹立

林道「鶴ガ坂線」 南伊勢地域森林計画 H21.4.1 樹立

林道「野又越線（紀北町側）」 尾鷲熊野地域森林計画 H20.4.1 樹立

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・広域農道（津市、松阪市、多気町、明和町） 三重県
- ・林道 （津市、松阪市、大台町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町）
三重県、松阪市、津市

[事業期間]

- ・広域農道 平成22～24年度
- ・林道 平成22～26年度

[整備量及び事業費]

- ・広域農道 4.3km、林道 12.6km
- ・総事業費 6,658,060千円（うち交付金3,329,030千円）
　　広域農道 3,924,900千円（うち交付金1,962,450千円）
　　林道 2,733,160千円（うち交付金1,366,580千円）

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「地産地消運動の推進による地域活力の向上化」を実現するために以下の事業を総合的かつ一体的に実施します。

・地産地消・地域連携創造支援事業（事業主体：三重県）

県内各地に設置されている地域ネットワークによる地産地消や食育を実践しようとするさまざまな活動主体が参加する「地域サロン」の構築・運営を支援し、活動主体間の情報交流や分野・領域を超えた連携手法の検討を促進するとともに、各地域における地産地消や食育の推進に資するモデル的な連携実践活動への支援を行い、地域の特色に応じた地産地消運動の実践と食育の推進、これらを支える人材の育成を図り、地産地消定着による地域産業の活性化を推進・実現します。

・「みえの食」魅力づくり応援事業（事業主体：三重県）

意欲ある農林水産業者、加工業者、流通販売業者、飲食サービス業などの事業者を対象に、県産品を活かした新たな商品・サービスの提供を促進するため事業者ニーズに応じた個別マッチング支援、特定品目（米粉等）をテーマとした異業種連携支援等に取り組むとともに、効果的なマッチング、情報発信のための機会提供やアドバイザーの派遣など、地域産業の活性化を図ります。

・みえの食・安心安全確立推進事業（事業主体：三重県）

安全・安心で環境に配慮した持続的な農業を進めるため、生産工程管理手法（GAP）導入や「みえの安心食材」の供給拡大、他品目適量産地の育成を進めます。また、「地域特産品（Eマーク）認証食品」の普及拡大を図ります。あわせて、地域における農商工連携による新たなサービス創出に向けた支援づくりを支援し、地域産業の活性化を図ります。

・「三重の木を使おう」推進事業（事業主体：三重県）

消費者が「三重の木」を使いやすい体制の整備と併せて、「三重の木」のPRなど需要拡大を進めます。

また、木材住宅への「三重の木」の利用促進を図るため、金融機関の協力により、住宅の構造材に県産材「三重の木」を一定量以上使用した場合、住宅ローン金利の優遇を適用します。

6. 計画期間

平成22～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標については、計画終了後に達成状況を、県と市が調査・評価した内容を三重県webサイトで公表し、広く意見を募集するとともに、松阪市、三重県の地域機関を通じて地域住民の意見を集めます。

また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るため、事業実施主体において、施設の整備状況等について評価・検討を行います。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし